

公募型企画提案方式による事業者選定手続きの開始について

山梨県市町村総合事務組合、山梨県町村会及び山梨県町村議会議長会（以下「山梨県市町村総合事務組合等」という。）ウェブサイト再構築及び保守業務について、次のとおり企画提案の提出を招請する。

平成 30 年 11 月 6 日

山梨県市町村総合事務組合
組合長 渡 辺 英 子

1 企画提案の概要

(1) 名称

山梨県市町村総合事務組合等ウェブサイト再構築及び保守業務

(2) 業務内容

山梨県市町村総合事務組合等ウェブサイト再構築及び保守業務企画提案実施要領のとおり

(3) 委託期間

ア 機器の納入期限

平成 31(2019)年 2 月 28 日

イ 機器のリース期間

平成 31(2019)年 3 月 1 日から平成 36(2024)年 2 月 29 日まで

ウ 運用保守期間

上記イと同じ

エ リニューアル後の公開日

平成 31(2019)年 3 月下旬

(4) 履行場所

山梨県市町村総合事務組合（山梨県甲府市蓬沢一丁目 15-35）

(5) 予算上限額

7,645 千円（消費税込み）。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、委託内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案への参加資格

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供等）において、登録業種「システム開発・保守」に登録されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県市町村総合事務組合から山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) この公告に係る入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、当該処分を受けた日から2年を経過している者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- (7) 山梨県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (8) 国又は地方公共団体のウェブページ構築等委託業務を請け負った実績を有する者であること。

3 実施要領等の交付

- (1) 交付場所及び問い合わせ先

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館 2 階
山梨県市町村総合事務組合総務課 電話 055-235-3228

- (2) 交付方法

この公告の日から平成30年11月28日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)、(1)の交付場所において交付する。

4 参加表明書、資格審査申請書等の提出方法

この公告から平成30年11月28日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、3(1)の場所に持参すること。

5 企画提案書、提案価格書の提出方法

この公告から平成30年12月12日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、3(1)の場所に持参すること。

6 審査方法

山梨県市町村総合事務組合等ホームページ再構築及び保守業務審査基準書に基づいて審査し、その結果、評価が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

7 応募の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 2に定める応募者に必要な資格を有していない者が行った応募
- (2) 参加表明書に記載された応募者以外の者が行った応募
- (3) 応募者の記名及び押印を欠く応募又は応募事項を明示しない応募
- (4) 参加表明書等に虚偽の記載をした応募
- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- (6) その他この応募に関する条件等に違反した応募

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約締結の際、契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県市町村総合事務組合財務規則第 85 条の規定により、契約保証金の納付の免除は、契約締結の際定める。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 長期継続契約等

審査の結果、優先交渉権者が受託事業者となった場合における当該受託事業者、リース会社及び山梨県市町村総合事務組合等の間で締結する契約は、山梨県市町村総合事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 22 年組合条例第 5 号)に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

なお、契約を締結するリース会社は、受託事業者が指定するものとし、山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿(物品製造・役務提供等)において登録業種の「リース業」に登録されている者の中から指定するものとする。

また、契約は、機器の調達及び設定並びに当該調達機器の保守は受託事業者、リース会社、山梨県市町村総合事務組合、山梨県町村会及び全国町村職員生活協同組合山梨県支部の 5 者契約、運用保守については、受託事業者と山梨県市町村総合事務組合、山梨県町村会及び全国町村職員生活協同組合山梨県支部との 4 者契約とする。

- (5) その他

詳細は、実施要領等による。